

令和2年3月26日

各所属長様

医学部・附属病院事務局庶務課長  
(人事担当：木村・内線：2721～2)

教職員の服務規律の確保の徹底的について（通知）

標題について、別紙のとおり理事長より通達がありましたので、貴所属の職員に周知徹底  
いただきますよう、よろしく願いいたします。

令和2年3月25日

所属長様

理事長

### 教職員の服務規律の確保の徹底について

この度、大阪市立大学工学研究科教授による学生に対する暴行やハラスメント行為に該当すると認められる事実及び大阪市立大学医学研究科教授による酒気帯び運転が確認されたところである。

今回のような件が発生したことについては、大学教職員として服務規律を順守するという自覚が、教職員一人ひとりに浸透していないと言わざるを得ない。

本法人においては、就業規則の中で服務規律について別紙のとおり定めているところであるが、あらためて教職員一人ひとりに、服務規律の確保及び法令順守の徹底に万全を期すよう、所属内での周知徹底を行っていただきたい。

服務規律に反するような事実が認められた場合は、本法人に対する社会の信頼を損ない、当該教職員に対しては厳正に処分されることになるということを、今一度、教職員一人ひとりに対して再度認識させていただきたい。

また、管理監督の立場にある教職員については、その責任の重大さを十分自覚し、あらためて教職員の指揮監督に一層努めるよう指導を徹底していただきたい。

## 公立大学法人大阪教職員就業規則（抄）

### 第3章 服務

#### （職務専念義務）

第36条 教職員は、本法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、職務の遂行に専念しなければならない。

2 教職員は、忠実に職務を遂行し、本法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

#### （職務専念義務免除）

第37条 教職員は、勤務時間内において、別に定める理由により理事長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

#### （服務心得）

第38条 教職員は、法令及び本法人の規則を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

2 教職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善に努め、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。

3 上司は、指揮命令を受ける教職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先して職務を遂行しなければならない。

#### （信用失墜行為等の禁止等）

第39条 教職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本法人の名誉若しくは信用を傷つけ、又は教職員全体の不名誉となるような行為をすること

(2) 本法人の秩序及び規律を乱すこと

(3) 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。その職を退いた後も同様とする。

#### （本法人の教職員の地位）

第40条 本法人の教職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### (教育者の地位利用の選挙運動の禁止)

第41条 教員は、学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をしてはならない。

#### (ハラスメントの防止)

第42条 教職員は、次の各号に掲げる妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに関する行為を行ってはならず、これの防止に努めなければならない。

- (1) 妊娠、出産、育児及び介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること
- (2) 妊娠、出産、育児及び介護に関する制度や措置の利用を阻害すること
- (3) 妊娠、出産、育児及び介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等をする事
- (4) 妊娠及び出産等したことにより、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること
- (5) 妊娠及び出産等したことに対する嫌がらせ等をする事
- (6) 性的要求に対する服従又は拒否を理由に、就業上、利益又は不利益を与え、又はそれを示唆すること
- (7) 相手が望まないにもかかわらず、性的な言動を行い、又は相手にそれを求めること
- (8) 言動や掲示等により、性的不快の念を抱かせるような環境をつくること
- (9) 固定的な性的役割意識による行動の押しつけや言動を行うこと
- (10) 部下に対して前9号の行為が行われている事実を認めながら上司が黙認すること

2 ハラスメントの防止に関しこの他必要な事項は、別に定める。

#### (兼業)

第43条 教職員は、あらかじめ理事長が承認した場合には、兼業することができる。

2 兼業の承認その他兼業に関し必要な事項は、公立大学法人大阪教職員兼業規程で定める。

#### (欠勤)

第44条 教職員は、やむを得ない事由により欠勤しようとするときは、その理由及び期間を明らかにして速やかに上司へ届け出なければならない。

2 上司が求めるときは、欠勤の事由を証する書類を提出しなければならない。

#### (旧姓の使用)

第45条 教職員は、所定の手続きを経ることにより、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することができる。

## 第7章 懲戒等

### （懲戒の事由）

第52条 教職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき
- (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があったとき
- (5) 本法人の名誉又は信用を傷つけたとき
- (6) 素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき
- (7) 重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき
- (8) その他この規則及び本法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき

2 管理監督者の指導の怠慢又は管理不行届により、管理監督下にある教職員に前項の懲戒に該当する行為があったときは、当該管理監督者についても懲戒に処することができる。

### （懲戒の種類）

第53条 懲戒の種類及び程度は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 その責任を指摘し、将来を戒める。
- (2) 減給 1回の額が平均賃金の1日分の2分の1を超えず、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えない範囲で給与を減額する。
- (3) 停職 1日以上1年を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。

(4) 諭旨解雇 退職を勧告し、これに応じない場合は、30 日前に予告して、又は 30 日分の平均賃金を支払って解雇する。ただし、予告の日数は、1 日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮する。

(5) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。

**(懲戒の手續)**

第54条 懲戒の手續については公立大学法人大阪教職員懲戒規程の定めるところによる。

**(訓告等)**

第 55 条 第 53 条に規定する場合のほか、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときは、文書又は口頭により、注意、嚴重注意又は訓告を行うことができる。

**(損害賠償)**

第 56 条 教職員が故意又は重大な過失によって本法人に損害を与えた場合は、第 53 条の懲戒処分又は前条の訓告等とは別に、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。